令和元年度マーチング活動普及支援事業実施要項

平成３１年４月２３日
埼 玉 県 吹 奏 楽 連 盟

１　本事業の目的

本事業は、埼玉県のマーチング活動の普及に鑑み、マーチング活動普及支援基金を設立し、活動の意欲のある団体に備品の準備や指導方法の習得においての支援を行い、埼玉県におけるマーチング活動を推進、定着させることを目的とする。

２　事業内容

（１）備品の貸与

マーチング活動に必要な備品についてマーチング活動普及支援基金を活用し、埼玉県吹奏楽連盟（以下連盟）が１年間貸与する。

①　貸与期間

原則、令和元年６月１日から令和２年３月３１日までの１年間とする。なお、本事業が来年度以降も継続される場合、契約を最長３年間更新できる。

②　貸与備品内訳

（ア）メジャーバトン　１本
（イ）スーザフォン　２台
（ウ）マーチングスネアドラム　１台
（エ）マーチングテナードラム　１台
（オ）マーチングバスドラム　１台
（カ）マーチングベル　１台

※以上（ウ）から（カ）まではキャリングホルダーを含む。

※上記の楽器を原則とするが、楽器の種類や規格についての変更を希望する場合、他の団体に流用できると判断できる場合のみ上記予算内で別途協議する。

③　貸与備品の修繕等にかかる費用

（ア）備品の破損・紛失等については対象団体がそれを弁償する。
（イ）返却時、ドラムヘッドについては、対象団体が原状復帰を行い返却する。

④　買い取り、支払い方法については別に示す。

（２）マーチング指導者の派遣

①　１年目６回、２年目３回、３年目２回、計１１回を上限として指導者を派遣する。ただし、これ以上の指導については各団体で指導者と交渉し、その費用は対象団体の負担とする。

②　指導日や指導時間は指導者と対象団体の打合せで決定する。

また、コンテ作成について規定の講習回数内で行えない場合は、その費用は対象団体の負担となる。

（３）マーチングコーディネーターの配置

連盟において、運営、練習方法、大会への参加等常に相談できるコーディネーターを指名し、対象団体からの相談に対応する。

３　楽器使用料等の費用負担について

（１）備品

マーチング活動普及支援基金により連盟が上記の備品について見積合わせを行い購入する。指名する業者については、マーチング活動を支援した実績や支援できる可能性について考慮し連盟マーチング部会と理事長の指名した理事２名を加え選考し、理事会に提案もしくは理事長の専決事項として決定する。

その後、６月から翌年３月までの期限付の貸与とし、月１０，０００円のレンタル料を連盟に支払うものとする。（事業活用年度初月のみ３万円）

（２）マーチング指導者の派遣

上記の楽器を入札するにあたり、指導者の派遣についても付帯条項とし、楽器納入業者の費用負担とする。

（３）楽器返却時の送料

楽器返却時の送料または運搬料については、対象団体の負担とする。

４　募集団体数

１団体

５　対象団体の条件

（１）マーチングコンテストＡの部、小学校バンドフェスティバルに参加したことがなく、マーチング活動を新たに始めようとする団体であること。（本事業はＡの部の活性化を推進することからＢの部に参加しているがＡの部への参加に変更する団体も可とする。）

（２）対象団体は、本事業の趣旨を理解し、埼玉県におけるマーチング活動を推進する意欲があり、事業終了後も活動持続の意思があること。

（３）対象団体は、３年程度の期間内に、貸与された楽器と同程度の楽器を購入する努力を行うこと。
（４）各団体の顧問等は、マーチング指導者の指導に対し指導を委託するだけでなく、見学、指導実践を積極的に行いその習得に努めること。
（５）対象団体は、最低３カ年間の活動を行うことを目標とし、事業を受ける年度については県マーチングコンテストＡの部、小学校バンドフェスティバルに参加する。
（６）部員（一般においては団員）が、マーチング活動に対する意欲を強くもっていること。
（７）顧問等が事業期間内において、継続して対象校に勤務する意思があること。
（８）対象団体責任者（学校においては校長）が、マーチング活動に理解を示し、支援する意思があること。
（９）その他、理事長が必要であると認めた条件を加味する。

６　申込書類及び申込締切り日
（１）平成３１年度マーチングバンド活動普及支援事業申込書（様式１）
（２）活動計画書（様式２）
（３）団体調査書（様式３）
以上の書類を連盟の指定した期日（令和元年５月１４日必着）までに連盟事務局に送付する。
（４）募集団体数に満たない場合の追加募集については別途定める。

７　対象団体の決定
（１）提出された諸書類をもとに、理事長の命を受け、申込締切から１週間以内に連盟マーチング部会と理事長の指名した理事２名を加え協議し、候補団体を選出し、理事会または理事長専決にて決定する。
（２）決定においては、「５　対象団体の条件」を選考基準とする。
（３）選出団体については、埼玉県全県にマーチング活動の普及が期待できる地域的なバランスも加味する。
（４）決定後、事務局は理事長の命を受け、決定通知書を送付する。選考に漏れた団体についてもその結果を通知する。

８　決定後の提出物等
（１）事業報告書（様式４）　　年度末３月３１日までに提出
（２）指導報告書（様式５）　　指導者が１回の指導終了後毎回提出

（３）申込事項変更届（様式６）申込事項が変更となった場合提出
（４）契約書
（５）その他、理事長が求めるもの

９　貸与楽器の買い取り
（１）事業活用団体は、貸与されている楽器について年度末に下表のとおり買い取ることができる。
①平成３０年度購入楽器(単位：円)

2019.3	2020.3	2021.3	2022.3	2023.3	2024.3	2025.3	2026.3	2027.3	2028.3
113 万	101 万	89 万	77 万	65 万	53 万	41 万	29 万	17 万	5 万

②令和元年度購入楽器(単位：円)

2020.3	2021.3	2022.3	2023.3	2024.3	2025.3	2026.3	2027.3	2028.3	2029.3
113 万	101 万	89 万	77 万	65 万	53 万	41 万	29 万	17 万	5 万

（２）買い取りにあたっては、現状での引き渡しとし、楽器の運搬にかかる費用等が発生する場合は、買い取り団体の負担とする。

様式１

令和元年　　月　　日

埼玉県吹奏楽連盟理事長

令和元年度マーチングバンド活動普及支援事業申込書

団体名		
所在地住所		
電話番号		
FAX 番号		
Mail アドレス		
団体責任者名 （学校長）		
吹奏楽部責任者名 （顧問等）		
部員数	１年	人
	２年	人
	３年	人
	４年	人
	５年	人
	６年	人
	合計	人

令和元年度マーチング活動普及支援事業要項に基づき、同事業の支援を希望します。

団体責任者名

（学校長）　　職印

様式２

年度活動計画書

１　活動の目標	
２　目標達成への方策	
３　部員への指導・支援	

４　活動計画	行事・大会参加	マーチング指導	その他
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
１０月			
１１月			
１２月			
１月			
２月			
３月			

様式３

団体調査書

<table>
<tr><td>団体名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>団体責任者名
（学校長）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>吹奏楽部責任者名
（顧問）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">部員数</td><td>１年</td><td>人</td></tr>
<tr><td>２年</td><td>人</td></tr>
<tr><td>３年</td><td>人</td></tr>
<tr><td>４年</td><td>人</td></tr>
<tr><td>５年</td><td>人</td></tr>
<tr><td>６年</td><td>人</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="3">団体責任者の意向（学校長）</td></tr>
<tr><td colspan="3">吹奏楽部責任者の意向（顧問）</td></tr>
<tr><td colspan="3">構成員の意向（部員）</td></tr>
</table>

様式４

令和元年度事業報告書

１　活動実績

	行事・大会参加	マーチング指導	その他
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
１０月			
１１月			
１２月			
１月			
２月			
３月			

２　事業に伴う効果（メンバーの変化、マーチングを行うことによって得た効果）

様式５

埼玉県吹奏楽連盟理事長　様

指導報告書

令和元年度マーチングバンド活動普及支援事業要項にもとづき、下記のとおり指導しましたので報告します。

令和　　年　　月　　日

指導者氏名　　印

記

団体名	
当日の指導対象人数	人
指導日時	令和　　年　　月　　日（　　） 指導開始時刻　　時　　分　指導終了時刻　　時　　分 実質指導時間　　時間　　分
団体責任者の参加	有（氏名　　）　無
指導内容 （曲名、基礎練習・基本動作の内容等）	
所見・団体の状況 （メンバーの様子顧問等の様子等）	

※指導終了後１週間以内に連盟事務局にFAXまたは郵送のこと

様式６

埼玉県吹奏楽連盟理事長　様

令和元年度マーチングバンド活動普及支援事業申込事項変更届

令和元年度マーチングバンド活動普及支援事業申込書に変更がありましたのでお届けします。

団体名		
所在地住所		
電話番号		
FAX 番号		
Mail アドレス		
団体責任者名 （学校長）		
吹奏楽部責任者名 （顧問等）		
部員数	１年	人
	２年	人
	３年	人
	４年	人
	５年	人
	６年	人
	合計	人

※変更事項については朱書きで記入のこと。

団体責任者名
（学校長）　　職印

令和元年度マーチング活動普及支援事業に伴う楽器レンタル契約書
（新規・延長）

第１条（レンタル物件）

乙は以下の楽器およびオプション品等（以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを賃借します。

1. メジャーバトン　　１本
2. スーザフォン　　２台
3. マーチングスネアドラム　　１台
4. マーチングテナードラム　　１台
5. マーチングバスドラム　　１台
6. マーチングベル　　１台

以上 3. から 6. まではキャリングホルダーを含む。

第２条（レンタル期間）

レンタル期間

令和元年　６月１日　から　令和元年３月３１日　まで　（１０ヶ月間）

第３条（料金と支払い）

1. レンタル料金　第１条にある楽器一式　　□契約期間一括合計料金　１２０，０００円
　　□月払い料金　　１ヶ月　　１０，０００円
　　□１回目のみ　　１ヶ月　　３０，０００円

2. 支払方法については一括払いか月払いを選択し、支払責任者は乙の指定する口座に入金するものとします。振込にかかる費用は甲の負担とします。

3. 支払期限は契約開始の前日令和元年５月３１日までとします。
　月払いの場合、第１回の支払を令和元年５月３１日とし、使用する前月末日までに支払うものとします。

第４条（物件の消耗品）

レンタル期間中の消耗品の交換は、甲が自己の費用で行うものとします。

【消耗品】ドラムヘッド、ドラムリム、スティック、マレット、ビーター、ミュート等

第５条（レンタル期間の延長）

1. 甲はレンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了日の３ヶ月までに乙に申し出るものとします。

2. 年度を基本期間とし、最長３４ヶ月まで延長できるものとします。ただし、乙の事情により延長の対応が出来ない場合があります。

第６条（物件の返却）

1. レンタル契約が終了したときは、甲は物件を１週間以内に甲の費用負担により乙の定めた場所に返却するものとします。

2. 甲の都合により物件の返却が遅れた場合、甲は乙が定める超過料金（１日につき一千円）を乙に支払うものとします。

第７条（物件の滅失・毀損）

1. 物件の引渡しから返却までに物件が滅失または毀損したときは、甲は乙にその旨を連絡し、乙の指示に従います。甲は乙に対して代替品の購入代金または修理代金の相当額を支払うものとします。

2. 前項について、通常使用に基づく小傷や汚れは対象外です。物件の使用に支障をきたす損傷、および著しい外見の損傷等は対象となります。

【毀損例】楽器の割れ、スティック等の折れ、楽器本体やケースへの落書きやペインティング、ミュートやシールの粘着部分の付着、破損や紛失 等

第８条（届出事項）

甲は、代表者氏名、住所、電話番号、FAX 番号等申込時の記入内容（様式１）が変更となった場合には、乙に対して直ちにその旨を（様式６）届け出るものとします。

第９条（禁止事項）

甲は以下の行為をしてはならないものとします。

1. 物件を第三者に販売、譲渡、転貸すること、またはそれに順ずる行為

2. 物件の改造、消耗品以外の部品交換を行うこと、分解、修理については専門業者が行うものとします。

第１０条（中途解約）

甲はレンタル期間中にあっても乙の許可を得て解約することができます。この場合、乙は、甲がすでに支払ったレンタル料金から使用月数分のレンタル料金を除いた残期間分の料金を甲に返還します。

第１１条（契約の解除）

1. 甲が以下の一つにでも該当したときは、乙は通知のみによりレンタル契約を解除できるものとします。

(1) レンタル料金の支払を一回でも怠ったとき

(2) 虚偽の記載や通知があったとき

(3) このレンタル契約の条項の一つにでも違反したとき

2. 前項に基づき、レンタル契約が解除されたときは、甲は直ちに物件を乙に返却し、併せてレンタル契約に基づく一切の債務を乙に支払い、その他乙に損害のある場合はこれを賠償します。

第１２条（免責事項）

甲が本物件によって第三者に損害を与えたときは、甲の責任と負担で解決し、乙はその責を負わないものとします。

第１３条（合意管轄）

本契約に関する訴訟および調停の管轄裁判所は、乙の事務所の所在地である、さいたま簡易裁判所、または、さいたま地方裁判所とします。

上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

令和元年　５月　　日

貸主（乙）　〒３３８－０００２
さいたま市中央区下落合３－４－１
図書センタービル内
埼玉県吹奏楽連盟
理事長　　奥　　章　職印
Tel. ０４８－８３２－０１６２
Fax. ０４８－８３３－４６６２

借主（甲）

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
支払責任者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿